

西宮市教育委員会契約審査等委員会要綱

(目的)

第1条 西宮市教育委員会が所管する委託契約等の事務の公正かつ的確な執行を確保するため、西宮市教育委員会契約審査等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項のうち、契約課が契約しないものについて審議する。

- (1) 業務の基準及び委託契約等の額に関する事項
- (2) 指名競争入札及び随意契約に係る業者の選定に関することその他指名競争入札及び随意契約に関し必要な事項
- (3) プロポーザル方式による指名業者等の選定に関する下記の事項
 - ア プロポーザル方式によることの適否
 - イ 指名業者の選定（指名型プロポーザルの場合）
 - ウ プロポーザル選定委員
 - エ プロポーザル選定委員会における選定結果
 - オ 随意契約業者の選定
 - カ その他
- (4) その他必要な事項

2 前項については、原則委託契約等の総額が1件1,000万円以上のものについて審議する。
ただし、その他必要と認めるときはこの限りでない。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則（昭和51年西宮市教育委員会規則第24号。以下「教育次長事務分担規則」という。）第2条第1項第1号に定める教育次長を、副委員長は教育次長事務分担規則第2条第1項第2号に定める教育次長をもつて充てる。

3 委員は、次のとおりとする。

教育委員会参与（併任者を除く。）

教育総括室長

学校支援部長

学校教育部長

教育総務課長

4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、臨時委員を置くことができる。

5 臨時委員は、委員長がこれを命ずる。

（委員長、副委員長の職務）

第4条 委員長は会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（議事）

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、大規模な災害その他の事由により真に緊急やむを得ないと認めるときは、委員会の開催に代えて書面による委員の合議決裁により議事を決することができる。

(庶務事務)

第6条 委員会の事務は、教育総括室教育総務課において取り扱う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。